

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

生涯スポーツ推進委員会規程

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）定款第40条の規定に基づき、生涯スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、本県体育・スポーツの普及とその生活化を図るため、次の事項について審議する。

- （1）スポーツの普及振興に関すること
- （2）地域及び職域における各種スポーツクラブ等の育成に関すること
- （3）指導者の育成に関すること
- （4）県民の健康・体力の増強に関すること
- （5）県ス協理事会から諮問された事項に関すること
- （6）その他前各号に関連する事項に関すること

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から20名程度を県ス協会長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）県ス協理事

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 1名

2 前項の役員は、委員の互選による。

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。